法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　（略）

2　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

3～8　（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二の六　登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の七　登録較正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録較正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　（略）

2　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

3～8　（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二の六　登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の七　登録較正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録較正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。